

## 日本水道協会検査関係諸様式に関する要項 対比表

改正前	改正案	備考
<p>日本水道協会検査関係諸様式に関する要綱</p> <p style="text-align: right;">昭和59年10月30日制定 平成9年4月8日改正 平成15年3月31日改正 平成21年4月1日改正 平成21年10月22日改正 平成25年4月5日改正</p>	<p>日本水道協会検査関係諸様式に関する要綱</p> <p style="text-align: right;">昭和59年10月30日制定 平成9年4月8日改正 平成15年3月31日改正 平成21年4月1日改正 平成21年10月22日改正 平成25年4月5日改正 令和4年1月6日一部改正</p>	<p>&lt;改正の要点&gt;</p> <p>①一部様式の変更</p> <p>※要項に変更は無いため、本表から記載を省略する</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、日本水道協会の水道用品検査規程第9条の様式について定めることを目的とする。</p> <p>(様式)</p> <p>第2条 前条の様式は、次のとおりとする。</p> <p>1. 検査申込書</p> <p>1) 検査申込書(第1号様式)は、2部作成し、各1部を検査事業所(課)用、検査申込者用とする。</p> <p>2) 検査申込書の記載方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 検査申込者 検査を実施する検査工場名を記入する。</p> <p>(2) 委託工場名 検査申込者が受託工場の場合は、委託工場名を記入するか又は委託工場名(又は略号)を備考欄に付記する。</p> <p>(3) 品名及び呼び径・寸法 規格又は納入仕様書により記入する。</p> <p>(4) 単位質量及び検査数量 質量の単位はkgで記入する。</p> <p>(5) 検査基準 規格番号、又は納入仕様書等簡潔に記入する。</p> <p>(6) 備考 委託工場名(略号)等、必要事項を付記することができる。</p> <p>3) 検査申込書は、委託工場毎に検査申込書を作成することができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、日本水道協会の水道用品検査規程第9条の様式について定めることを目的とする。</p> <p>(様式)</p> <p>第2条 前条の様式は、次のとおりとする。</p> <p>1. 検査申込書</p> <p>1) 検査申込書(第1号様式)は、2部作成し、各1部を検査事業所(課)用、検査申込者用とする。</p> <p>2) 検査申込書の記載方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 検査申込者 検査を実施する検査工場名を記入する。</p> <p>(2) 委託工場名 検査申込者が受託工場の場合は、委託工場名を記入するか又は委託工場名(又は略号)を備考欄に付記する。</p> <p>(3) 品名及び呼び径・寸法 規格又は納入仕様書により記入する。</p> <p>(4) 単位質量及び検査数量 質量の単位はkgで記入する。</p> <p>(5) 検査基準 規格番号、又は納入仕様書等簡潔に記入する。</p> <p>(6) 備考 委託工場名(略号)等、必要事項を付記することができる。</p> <p>3) 検査申込書は、委託工場毎に検査申込書を作成することができる。</p>	

改正前	改正案	備考
<p data-bbox="626 279 759 310">付 則</p> <p data-bbox="172 327 768 359">この要綱は、昭和60年1月1日から実施する。</p> <p data-bbox="626 428 759 459">付 則</p> <p data-bbox="172 476 768 508">この要綱は、昭和62年3月1日から施行する。</p> <p data-bbox="626 577 759 609">付 則</p> <p data-bbox="172 625 753 657">この要綱は、平成9年5月1日から施行する。</p> <p data-bbox="626 726 759 758">付 則</p> <p data-bbox="172 774 1121 858">この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 ただし、検査証明書の様式の変更は、平成15年10月1日から施行する。</p> <p data-bbox="626 928 759 959">付 則</p> <p data-bbox="172 976 1228 1157">この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 なお、平成20年3月31日までに検査を実施された製品については、経過措置として検査申込者の依頼に応じて、品質適合証明書を平成23年3月31日まで発行するものとする。</p> <p data-bbox="626 1226 759 1257">付 則</p> <p data-bbox="172 1274 768 1306">この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="626 1323 759 1354">付 則</p> <p data-bbox="172 1371 828 1402">この要綱は、平成21年11月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="1754 279 1887 310">付 則</p> <p data-bbox="1302 327 1899 359">この要綱は、昭和60年1月1日から実施する。</p> <p data-bbox="1754 428 1887 459">付 則</p> <p data-bbox="1302 476 1899 508">この要綱は、昭和62年3月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1754 577 1887 609">付 則</p> <p data-bbox="1302 625 1887 657">この要綱は、平成9年5月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1754 726 1887 758">付 則</p> <p data-bbox="1302 774 2252 858">この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 ただし、検査証明書の様式の変更は、平成15年10月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1754 928 1887 959">付 則</p> <p data-bbox="1273 976 2359 1157">この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 なお、平成20年3月31日までに検査を実施された製品については、経過措置として検査申込者の依頼に応じて、品質適合証明書を平成23年3月31日まで発行するものとする。</p> <p data-bbox="1754 1226 1887 1257">付 則</p> <p data-bbox="1302 1274 1899 1306">この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1754 1323 1887 1354">付 則</p> <p data-bbox="1302 1371 1958 1402">この要綱は、平成21年11月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1754 1419 1887 1451">付 則</p> <p data-bbox="1302 1470 1929 1501">この要綱は、令和4年7月1日から施行する。</p>	

改正前	改正案	備考
<p data-bbox="163 275 801 310">別紙4 (参考)</p> <p data-bbox="163 373 1240 562">           社団法人 日本水道協会 年 月 日            検査部長 様            株式会社〇〇〇 △△工場            工場長 〇〇 〇〇 印         </p> <p data-bbox="430 625 955 661">品質適合証明書再発行の依頼について</p> <p data-bbox="163 724 1240 1008">           1. 発行番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号-〇/〇            2. 検査年月日            3. 再発行の理由            4. 担 当 株式会社〇〇〇〇 △△工場 品質保証課 〇〇            電話00-1111-2222         </p>	<p data-bbox="1291 275 1929 310">別紙4 (参考)</p> <p data-bbox="1291 373 2359 562">           公益社団法人 日本水道協会 年 月 日            検査部長 様            株式会社〇〇〇 △△工場            工場長 〇〇 〇〇 印※ ( )         </p> <p data-bbox="1558 625 2083 661">品質適合証明書再発行の依頼について</p> <p data-bbox="1291 724 2368 1008">           1. 発行番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号-〇/〇            2. 検査年月日            3. 再発行の理由            4. 担 当 株式会社〇〇〇〇 △△工場 品質保証課 〇〇            電話00-1111-2222         </p> <p data-bbox="1270 1123 2380 1207">           ※申込者の印ではなく、社内決裁を得た文書番号等（例：〇〇第123号）を記載してもよい。         </p>	

改正前	改正案	備考
<p>別紙5 (参考)</p> <p>社団法人 日本水道協会 年 月 日</p> <p>検査部長 様</p> <p>検査工場登録番号第 号 株式会社〇〇〇 △△工場 印</p> <p>検査関係諸様式の電算機処理による事務処理について</p> <p>標記について、下記様式の電算機処理を行いたく申し込みいたします。</p> <p>記</p> <p>1. 様式 1) 検査日報 2) 品質適合証明書</p> <p>2. 実施時期 年 月分より</p> <p>3. 別紙に各様式の見本を添付いたします。(発行番号の発行例も付記します。)</p>	<p>別紙5 (参考)</p> <p>社団法人 日本水道協会 年 月 日</p> <p>検査部長 様</p> <p>検査工場登録番号第 号 株式会社〇〇〇 △△工場 印※ ( )</p> <p>検査関係諸様式の電算機処理による事務処理について</p> <p>標記について、下記様式の電算機処理を行いたく申し込みいたします。</p> <p>記</p> <p>1. 様式 1) 検査日報 2) 品質適合証明書</p> <p>2. 実施時期 年 月分より</p> <p>3. 別紙に各様式の見本を添付いたします。(発行番号の発行例も付記します。)</p> <p>※申込者の印ではなく、社内決裁を得た文書番号等(例：〇〇第123号)を記載してもよい。</p>	